

市営住宅で **家賃債務保証制度** を導入します

要 旨

市営住宅へ入居する際、緊急時の連絡や家賃債務保証の観点から、連帯保証人を求めています。社会構造の変化等により、今後、連帯保証人の確保が困難になることが懸念されています。

家賃債務保証制度を導入し、民間家賃保証会社の保証による入居が可能となるよう、10月4日(月)に「一般社団法人 全国保証機構」と協定を締結しました。

概 要

1 家賃債務保証制度の概要

(1) 保証内容

- ・家賃
- ・原状回復費用(家賃2か月分)
- ・住宅明渡しの際の、残置物の搬出・処分費用(全額)

(2) 保証限度額

- ・家賃の12か月分

(3) 保証委託料

- ・当初年間委託料30,000円、継続年間委託料10,000円を入居者が負担

2 制度開始スケジュール

令和3年10月4日(月) 一般社団法人全国保証機構との協定締結

制度開始 令和3年11月の市営住宅入居者募集分から開始

- ・令和3年10月18日(月) 案内開始
- ・令和3年11月9日(火)～11日(木) 申し込み受付
- ・令和3年11月24日(水) 抽選会
- ・令和3年12月10日(金) 入居者と民間家賃保証会社で委託契約後、入居契約

お問い合わせ先

沼津市役所 建設部 住宅営繕課

直通:055-934-4792 内線:2649

担当:市営住宅係

